

個別占用案件のカルテ

①天王宮児童遊園地（川西市）

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	河川改修工事に伴い一時閉鎖中（平成9年4月1日まで散水栓、ブランコ2基、すべり台1基、鉄棒5間、タイヤ埋め込み、防犯灯1基）		
占用面積	47.15 m ² （河川工事以前の平成9年4月までは890.5 m ² ）	付帯施設等	散水栓（平成9年4月1日までブランコ2基、すべり台1基、鉄棒5間、タイヤ埋め込み、防犯灯1基、フェンス143m）
許可の経緯	<当初許可> 昭和44年10月30日 <前回更新許可>平成20年1月8日 <許可期限> 平成25年3月31日	利用者数 ・ 団体数	平成9年4月1日から河川改修工事に伴い現在まで一時閉鎖中です
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は「川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例」により位置づけられており、猪名川と加茂水路、絹延橋とに囲まれた位置にあります。絹延橋付近は、池田市域を含んでいます。 ・ 猪名川右岸側は、第二種住居地域が広がっています。また、左岸側は、池田市域で、国道173号線、阪神高速道路池田線が走っています。 ・ 河川改修に伴い、絹延橋の付け替え、猪名川堤外地の河床浚渫、わんど整備、渡河施設の整備が行なわれています。また、既存の水際植物（ツルヨシ）の保護、水際植物の移植も試みられています。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第4次川西市総合計画後期基本計画」では、公園改良事業として安全で誰もが安心して利用できる、地域の実情に応じた天王宮児童遊園地を整備する位置づけになっています。 ・ 「川西市緑の基本計画」では、猪名川水系の河川を親水性のあるネットワークとして位置づけしています。幹線道路や河川沿いに遊歩道を配し、多くの市民が身近に緑と水を体験できるレクリエーションの場を結ぶネットワークの形成に努めることになっています。また、猪名川水系の川沿いに桜並木を整備すると共に、河川利用に際しては、河川改修計画との整合を図り、自然環境に配慮したものとすることになっています。 		
他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和44年10月から天王宮児童遊園地として890.5 m²を占有していましたが、平成9年4月から河川改修工事により、施設を撤去し一時閉鎖をしています。現在の占有面積は、47.15 m²です。 ・ 平成23年度に河川改修工事完了に伴い、天王宮児童遊園地として1,009.15 m²を占有変更して整備を行なう予定をしています。 		

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

2. 施設の現状


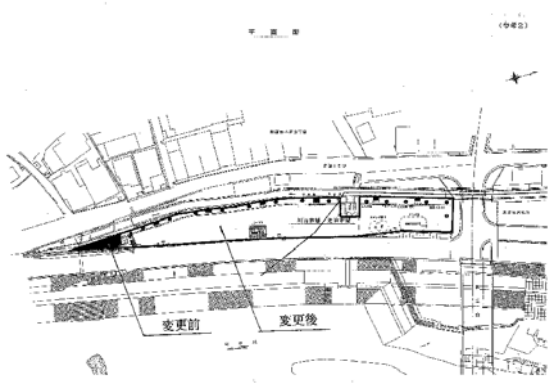
（占用者作成）

占用の 必要性	<p>（必要性、代替性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の健やかな成長と福祉の増進を図るために、昭和 44 年から児童遊園地として占用して、地域の子どもたちに利用され地域に親しまれてきました。周辺には絹延町児童遊園地（381 m²）しかなく、地域にとっては重要な位置づけになっています。 ・近年、児童に限らず、広い年齢層に利用できる整備が求められ、ますます重要な役割が求められています。 		
管理状況	<p>（施設管理）</p> <p>管理者において、年 3 回の除草作業を、日常施設点検を毎月、遊具の定期点検を年 1 回、ゴミ回収行なう計画です。地元自治会による管理協力を得て、日々の清掃、施設の点検等を実施しています。</p> <hr/> <p>（不法占用）</p> <p>不法占用はありません。</p>		
利用状況	<p>（利用者・利用ルール）</p> <p>24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。現在は、散策を中心に河川管理用通路と共に利用されています。整備計画では、ベンチ等を設置予定であり、散策の休憩、各種行事利用等の活用が見込まれます。</p> <p>利用ルールは、「川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例」により、次の各号に掲げる行為をしてはならないとし、あらかじめ許可を受けた場合は、この限りでないとしています。</p> <p>1) 遊園地を損傷し、又は汚損すること。(2) 土地の形質を変更すること。(3) 施設、工作物その他の物件を損壊すること。(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。(5) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。(6) 興行を行うこと。(7) 集会、その他これに類する催しをすること。(8) 前各号に掲げるもののほか、(1) 禁止された区域内で、野球その他公衆に危害を及ぼすような行為をすること。(2) 遊園地内で畜類を放すこと。(3) 遊園地の管理又は利用に支障がある行為をすること。</p> <hr/> <p>駐車場なし</p>		
回審議の 意見		前回審議意 見の対応	
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<p>（環境への配慮）</p> <p>占用において、年 3 回の除草作業や月 1 回の日常点検、年 1 回の定期点検、地元自治会の管理協力による日常の清掃活動、日常点検を行ないます。</p> <hr/> <p>（環境意識の啓発）</p>		
安全への 配慮			

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

3. 占用内容の変更

（占用者作成）

変更前の占用内容	天王宮児童遊園地 当初占用面積が 890.50 m ² 河川工事に伴い 47.15 m ²		変更後の 占用内容	天王宮児童遊園地 占用面積が 1,009.15 m ² (川西市域 652.25 m ² 池田市域 356.90 m ²)
変更要望の内容	・昭和 44 年から河川占用許可(890.50 m ²)を得て、天王宮児童遊園地として利用してきました。猪名川河川改修工事完了に伴い、絹延橋南側に約 1,000 m ² の用地を利用して遊具、植栽等の整備を行なう計画です。			
内容変更の 必要性	・地域住民の最も身近な役割がある児童遊園地には、広い年齢層に利用できる整備が求められています。河川改修工事完了に伴う再整備につきましては、地元自治会との合意形成を図りながら、河川管理者と協議を重ね、従前の規模程度を確保し、地域住民の利用促進を図るために整備を行ないます。			
変更の規模	1,009.15m ² 緑化ブロック 1 式、パーゴラ 1 箇所、すべり台 1 基、スウィング遊具 2 基、背のばしベンチ 1 基、ベンチ 5 基、植栽高木 14 本、公園灯 3 基、散水栓 3 箇所 手洗い 1 箇所、フェンス 120m			
変更場所 の範囲図			管理 体制	管理者において、年 3 回の除草作業、日常施設点検を毎月、遊具の定期点検を年 1 回及びゴミ回収行なう計画です。地元自治会による管理協力を得て、日々の清掃、施設の点検等を実施しています。
占用内容 変更による 河川環境への影響	河川整備に伴う工事後、児童遊園地を設置するので、外来種の繁茂はありません。外来種の繁茂防止対策も兼ねて除草の頻度を年間 3 回は実施するよう計画しています。植栽についても、サクラ、ウメ、モミジ、ヒラドツツジで計画していますので、河川環境への影響は少ないと考えています。			
占用内容変更後 における 環境保全に向け て申請者の取り 組み	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川堤外地の河床浚渫、わんど整備、渡河施設の整備、既存の水際植物（ツルヨシ）の保護、移植等につきましては、地元自治会と、河川管理者との合意形成を経て実施されているため、今後の環境保全活動においても、協議調整を行ない取り組んでいきます。 「川西市緑の基本計画」に基づき、より身近な河川となるように堤外地の水際植物等の観察、水を体験できるレクリエーションの場を結ぶネットワークの拠点のひとつとして位置づけします。また、サクラを植栽します。 外来植物の繁茂を防止するために、年 3 回の除草を行なうと共に、地元自治会の管理協力による日常の清掃活動、日常点検を行ないます。 			
その他 特記事項				

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

4. 施設の自然環境的状況

（河川管理者作成）

占用地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地は堤防裏の小段に位置し、堤防法面や小段は主にシバやエノコログサなどの低茎草地となっているが、一部セイタカアワダチソウやコセンダングサなどの外来植物群落が見られる。 ・占用地の堤内側には水路が流れているが、水路の両岸は高さ 2m 程度の垂直コンクリート護岸となっている。 ・現況の公園の法面にはツツジ等が植栽されている。 ・当該占用地の前面水域は、床固めによる湛水域で、底質は砂泥となっている。 ・占用地付近の水際はコンクリート護岸となっている部分が多いが、寄り洲やワンドも見られ、寄り洲にはツルヨシやイグサなどの水際植物やヤナギ類などがみられる。また、やや下流側には小規模な礫河原も見られる。 ・絹延橋付近は道路改良工事が行われている。 ・占用地付近ではアオダイショウ、ヤモリ等の爬虫類が確認されている。 ・占用地付近では河原を利用するイカルチドリ、イソシギ、冬季にやぶ等に渡来するアオジ等が確認されている。また、湛水域でカイツブリ、床固め上でハクセキレイがみられた。 ・占用地の対岸の水際はカワヂシャが確認されている。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> ・寄り洲やワンドは、カワヂシャなどの水際植物の生育地、鳥類、両生類などの生息地・利用地になると考えられる。 ・礫河原はイカルチドリ、イソシギなどの利用地となる可能性がある。
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離：約 20～30m ・堤防の堤内側法面はシバなどの低茎草地、植栽されたツツジ類、外来種のコセンダングサ群落など、天端は砂利道、堤防の堤外側法面はコンクリートとなっている。 ・高水敷は裸地やシバ群落、低水護岸はコンクリート護岸となっている。 ・水際にふとん箆を設置して、小段を形成している部分もあり、小段上には、ツルヨシ、アキノエノコログサや、外来種のアメリカセンダングサ、アレチハナガサなどが生育している。
	水面との 高低差	約 4.5m（堤防天端との高低差：約 1m 堤防天端と水面との高低差：約 5.5m）
環境面から見た 望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地は堤内側にあり、堤防と水路、道路などによって囲まれた孤立した環境であるため、河川環境との関わりは少ないと考えられる。 ・堤防の法面や水路の対岸の除草管理があまりされていないところでは、セイタカアワダチソウなどの外来種の繁茂が見られることから、占用地内周辺での外来種の繁茂を防止するため、除草管理を十分に行う。 ・占用地に樹木等を植栽する場合は、周辺環境に逸出する可能性がある外来種を用いない。 ・利用者（子ども）が川の環境について学ぶことができる、川らしい植物を植栽する。

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

① 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

② 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

③看板（占用標示板）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

④看板（マナー呼び掛け）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑤ 占有地の植生その 1（シバ等）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑥ 占有地の植生その 2（コセンダングサ等）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑦ ツツジ類植栽



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑧ 水路



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑨ 猪名川



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑩ 床固め



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

⑪寄り洲とワンド



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑫ツルヨシ



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑬礫河原



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑭絹延橋付近の工事



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑮カイツブリ



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑯ハクセキレイ



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑰堤防天端



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑱堤防堤外側法面・高水敷・低水護岸



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

番号		占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	--	------	-------	------	-----	----	---------------

⑭低水護岸下の小段



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

個別占用案件のチェックリスト

■河川保全利用チェックリスト（素案） 【 ①天王宮児童公園（川西市） 】

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
占用の 必要性	代替性	類似施設等の立地	堤内地における <u>類似施設</u> の有無 ※1km圏（徒歩約15分圏内）、2km圏（徒歩約30分圏内）	○：2km圏内に類似施設がない △：1km圏内に類似施設がない ×：1km圏内に類似施設がある	×	
		代替用地・施設等の調査	堤内地で利用可能な用地や <u>代替・転用・流用</u> できそうな施設について調査したか	○：調査した △：調査中、調査計画あり ×：未調査、調査計画なし	○	
	必要性	必要理由	占用の必要性（ <u>必要理由</u> ）は妥当か	○：妥当である △：どちらともいえない ×：妥当でない	○	
管理 状況	施設管理	管理体制	施設の <u>管理体制</u> を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	
		管理計画	施設の <u>管理計画</u> は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	
	不法占用	不法占用対策	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの <u>不法占用物</u> を持ち込まないよう、 <u>適正に管理</u> しているか	○：適正管理されている △：不法占用が疑われる ×：不法占用の実態がある	○	

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
利用 状 況	利用形態	川とのふれあい	利用者が <u>川とふれあう</u> (親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○：川とふれあう施設である △：どちらともいえない ×：川とふれあう施設ではない	×	
	利用者 ・ 利用ルー ル	利用状況の把握	施設の <u>利用者数</u> (時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○：把握している △：ある程度の推定はできる ×：把握していない	×	
		利用上のルール	<u>利用上のルール</u> (ゴミ処理方法など)を定めているか	○：定めている △：定めているが不十分 ×：定めていない	○	
		利用者への明示	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で <u>利用者へ明示</u> しているか	○：明示している △：一部明示している ×：明示していない	○	
		公共性の担保	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる <u>排他・独占的な利用</u> はないか	○：排他・独占的な利用はない △：どちらともいえない、不明 ×：排他・独占的な利用がある	○	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないように、 <u>通行経路や利用方法、管理体制に配慮</u> しているか	○：十分配慮している △：配慮しているが不十分 ×：配慮が全く不足している、無配慮 —：駐車場はない	—	
設置のための検討の有無		駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、 <u>詳細な検討</u> をしているか	○：十分検討している △：検討しているが不十分、現在検討中 ×：検討が全く不足している、未検討 —：設置の要望や計画がない	—		

	項目	細目	内容	判定基準	申請者 (自己評価)	委員会 (客観評価)
環境 保全	環境への 配慮	施設周辺への配慮	施設周辺の <u>自然環境</u> が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	
		横断方向の連続性	施設の <u>横断方向の生態系の連続性</u> が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	×	
		工作物への配慮	舗装等を行う場合に、 <u>環境に配慮した構造</u> になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない	○	
	環境意識 の啓発	環境保全への啓発 対策	環境保全に関する <u>啓発看板の設置等の対策</u> を施しているか	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない	×	
		河川愛護活動	環境保全に向けての <u>河川愛護</u> などの取り組みを行っているか	○：取り組んでいる △：計画中 ×：特に取り組んでいない	×	
安全への 配慮	人への 安全	安全対策	施設利用者、散策など一般の河川利用者、周辺道路の歩行者等への <u>安全対策</u> を施しているか（水難事故防止、危険告知など）	○：対策を実施している △：計画中 ×：特に実施していない —：該当する事項がない	○	
全体	憲章	憲章との整合	<u>憲章の理念、基本的な考え方</u> を満足しているか。	○：満足している △：どちらともいえない ×：満足していない	△	
備考欄						